

市川市告示第125号

騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定について

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第1項の規定により、特定工場等において発生する騒音の時間及び区域の区分ごとの規制基準を次のように定め、平成24年4月1日から施行する。

なお、関係図面は市川市役所環境清掃部環境保全課において閲覧に供する。

平成24年4月1日

市川市長 大久保 博

1 時間及び区域区分ごとの規制基準

時間区分 区域区分	昼間 午前8時から午後 7時まで	朝・夕 午前6時から午前 8時まで及び午後 7時から午後10 時まで	夜間 午後10時から翌 朝の午前6時まで
第一種区域	50デシベル以下	45デシベル以下	40デシベル以下
第二種区域	55デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下
第三種区域	65デシベル以下	60デシベル以下	50デシベル以下
第四種区域	70デシベル以下	65デシベル以下	60デシベル以下

備考

- 1 第二種区域、第三種区域及び第四種区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する

保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における基準値は、表に掲げるそれぞれの基準値から5デシベルを減じた値を基準値とする

2 第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域の区分は次の表のとおりとする。

第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域並びに江戸川（千葉県側）の風致地区のうち東日本旅客鉄道株式会社総武線以北の第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域に接する地域
第二種区域	第一種住居地域、第二種住居地域及び第一特別地域並びに江戸川（千葉県側）の風致地区のうち東日本旅客鉄道株式会社総武線以北の第一種住居地域及び近隣商業地域に接する地域
第三種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域（ただし、第一特別地域を除く。）及び第二特別地域
第四種区域	工業地域（ただし、第二特別地域を除く。）及び工業専用地域

備考

1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域及び風致地区とは、平成24年4月1日現在において、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

8条第1項第1号及び第7号の規定により定められた地域及び地区をいう。

- 2 第一特別地域とは、準工業地域及び工業地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域の周囲30メートル以内の地域をいう。
- 3 第二特別地域とは、工業地域のうち、第一種住居地域又は第二種住居地域に接する地域であり、かつ、第一種住居地域又は第二種住居地域の周囲30メートル以内の地域をいう。